

庁達第15号

庁 中 一 般  
各 事 業 所

堺市職員昇任試験規程（平成9年庁達第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年11月7日

堺市長 永 藤 英 機

第1条中「決定する試験」を「決定する選考試験」に改める。

第2条第1項第1号中「等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務を定める規則」を「等級別基準職務表に掲げる職務等と同程度の職務を定める規則」に改め、同条第2項中「全て」を「いずれか」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 基準日において40歳以上51歳未満であり、かつ、基準日の満了をもって本市在職期間が2年以上7年未満となる者
- (2) 基準日において51歳以上であり、かつ、基準日の満了をもって本市在職期間が2年以上4年未満となる者

第3条第1項の表中「34歳」を「32歳」に改める。

附 則

この庁達は、令和6年4月1日から施行する。